

教育支援資金

- ① 教育支援費 : 高等学校以上の学校に就学するのに必要な費用
 ② 就学支度費 : 高等学校以上の学校に入学する際に必要な費用

1. 貸付条件

	就学先(学校種別)	貸付上限額 (※1)	償還期間	据置期間
①教育支援費	高等学校・ 専修学校(高等課程)	月額 35,000 円	10 年以内 または	6 ヶ月以内 (当該学校を卒業 または退学した 翌月から起算)
	短大・高等専門学校 専修学校(専門課程)	月額 60,000 円	15 年以内 または	
	大 学	月額 65,000 円	20 年以内	
②就学支度費	全 て	500,000 円	(※2)	

- 借 受 人 : 就学する者
 ○連帯借受人 : 就学する者の属する世帯の生計中心者(世帯主)
 ○連帯保証人 : 原則 1 名
 ○貸付利子 : 無利子

2. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	<u>世帯全員の本籍・続柄が記載された住民票</u>	3 ヶ月以内に発行されたもの(※3)
	世帯で収入のある者全員の 所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※4)
	パートやアルバイトなど非課税 所得がある場合、月の所得がわ かるもの	直近 3 カ月の給料明細等の写しや通帳の写し(※4)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	【入学前】 合格通知書、入学許可書 【入学後】 在学証明書	・ 合否決定前に申し込む場合は、受験票(写)または入学願書(写)を添付のうえ申し込む。 貸付審査で仮決定を受けた場合、合格後、 <u>合格通知書(写)を提出した後、正式決定</u> となる。 ・ 入学後に下記「非該当証明書」を提出する場合は、在学証明書の提出は不要。
	他の優先制度の該当状況等が確 認できる書類	≪裏面参照≫
	就学期間がわかるもの	専修学校の場合のみ
	連帯保証人の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※4)

≪裏面に続く≫

- ※1 ①教育支援資金は、必要月額×必要月数で算出される金額を借入申し込みできる。また、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の 1.5 倍の額まで借入申込可。貸付金額は、①教育支援資金、②就学支度費とも千円単位。
 ※2 同一就学者の借入総額(生活福祉資金の他の借り入れ、他制度奨学金等を含む)に応じて償還期限を設定できる(総額 270 万円超: 20 年以内、総額 180 万円超: 15 年以内、左記以外: 10 年以内)。詳細は窓口社協に確認ください。
 ※3 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。
 ※4 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。

就学支援費・支度費の内訳がわかるもの	・入学納入金等の金額が確認できるパンフレットなど ・貸付上限（月額）を超え 1.5 倍の範囲で申し込む場合、志望動機（作文 400 字程度）を添付
--------------------	--

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

●教育支援費における他制度優先および教育支援費貸付対象期間

①就学先による優先制度

就学先	優先制度
高校・高専(当初3年間) 専修学校(高等課程)	・長崎県育英会
短大・高専(4年目以降) 専修学校(専門課程) 大学	・長崎県育英会 ・日本学生支援機構（第一種及び給付型） ※第二種より教育支援費を優先できる。

（参考：専門学校とは、専修学校のうち専門課程を設置する学校のこと。）

○申し込み状況等による貸付対象期間・必要書類

申込状況等	貸付対象期間・必要書類	
① 成績が以下のもの ・育英会 … 2.9 以下 ・日本学生支援機構 … 住民税課税世帯で 3.4 以下 ※育英会等への申し込みは不要 ② 育英会・日本学生支援機構に申し込んだが、不承認となった。	対象期間	卒業までの期間
	必要書類	奨学金制度非該当証明書（所定の様式）
③ 入学後に育英会等に申し込む	対象期間	育英会・日本学生支援機構の決定までの期間（※5）
	必要書類	なし
④ 入学後の申し込み間に合わなかった	対象期間	来春、育英会・日本学生支援機構に申請し、決定するまでの期間（※5）
	必要書類	なし

②世帯の状況による優先制度

申込世帯	優先制度	必要書類等
ひとり親・寡婦	母子父子寡婦福祉資金	非該当の理由を確認のうえ、担当民生委員、市町社会福祉協議会に説明ください。（※6）
生活保護	生業扶助	福祉事務所の意見書（所定の様式）
公務員	共済組合	非該当証明書（所定の様式）

※5 つなぎ資金としての借入申し込みになります。育英会・日本学生支援機構の貸付決定後、重複分をすみやかに返還してください。

※6 母子父子寡婦福祉資金を申請中（予定）で、就学先への納入期限が間に合わず、教育支援費を借入れた場合は、母子父子寡婦福祉資金の貸付決定後、速やかに重複分を返還してください。